

桑名市営駐車場条例をここに公布する。

令和 5 年 6 月 29 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市条例第25号

桑名市営駐車場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、市が設置する市営駐車場（以下「駐車場」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
桑名市大山田コミュニティプラザ駐車場	桑名市大山田一丁目 7 番地 4 の一部（立体式駐車場の 1 階の一部及び 2 階の一部を除く。）

(利用できる自動車)

第 3 条 駐車場を利用することができる自動車は、別表第 1 のとおりとする。

(供用時間)

第 4 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとする。ただし、市長が駐車場の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用料)

第 5 条 駐車場の使用料（以下「料金」という。）は、別表第 2 に定める金額とする。

(定期駐車券の発行)

第 6 条 市長は、利用者の利便を図るため定期駐車券を発行することができる。ただし、定期駐車券の発行は、当該駐車場の駐車台数の 10 分の 3 に相当する数を限度とする。

(料金の徴収)

第 7 条 料金は、駐車場の利用を終わった際に、その利用者から徴収する。ただし、定期駐車券については、これを発行するときにあらかじめ徴収する。

(料金の免除)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の附近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める自動車

(料金の還付)

第 9 条 既納の料金は、還付しない。ただし、定期駐車券を交付し、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 駐車場の供用の休止若しくは廃止又は供用時間を変更したとき。
- (2) その他特別の理由が生じたとき。

(駐車の拒否)

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車を駐車させようとするとき。
- (2) 駐車場の施設又は人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車させようとするとき。
- (3) 駐車場の施設その他の物件を損傷するおそれのあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(禁止行為)

第 11 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 定期駐車券を他に譲渡すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚染し、若しくは損傷するおそれのある行為

をすること。

(4) みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

(5) 市長の許可を得ないで飲食物その他の物品を販売すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(休止)

第12条 市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第13条 駐車場の施設その他の物件を損傷し、若しくは滅失した者又は第三者に損害を与えた者は、自己の責任において原状に修復し、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

車種	車体制限
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（これらの自動車のうち二輪自動車及び三輪自動車を除く。）とする。	長さ 5.0メートル以下
	幅 2.0メートル以下
	高さ 2.1メートル以下
	重量 2.5トン以下

別表第2（第5条関係）

料金	
一時利用	定期利用
1回60分までごとに200円。ただし、24時間までごとに500円を上限とする。	月額5,000円

備考 料金には、消費税額及び地方消費税額を含む。